## 秩父市移住促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、秩父郡市外(東秩父村を含む。以下同じ。)在住者の市内への移住を促進し、 もって人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、予算の範囲内において秩父市移住促進事業助成 金(以下「助成金」という。)を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規 則(平成17年秩父市規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)移住者 市内に移住しようという自らの意思のみに起因して、秩父郡市外から市内に転入し、 又は転入しようとする者及びその者と同一世帯に属する者であって、おおむね5年間、引き続き 市内に居住しようとするものをいう。
  - (2)空き家 ちちぶ空き家バンクに登録された住宅をいう。
  - (3)移住者向け賃貸住宅 賃貸の相手方を移住者に限り、かつ、ちちぶ空き家バンクを通じて募集 し、又は募集しようとする住宅をいう。
  - (4) リフォーム等工事 秩父市住宅リフォーム等資金助成金交付要綱(平成24年秩父市告示第50号)第4条各号のいずれにも該当する工事であって、当該工事に要する経費(消費税を除く。)が30万円以上のものをいう。

(助成金の種類)

- 第3条 助成金の種類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 空き家リフォーム等工事費助成金
  - (2)移住者向け賃貸住宅リフォーム等工事費助成金

(助成対象等)

- 第4条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)、助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)、助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)及び助成金の額は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としないものとする。
  - (1) 市税等を滞納している者
  - (2) 市が行う移住推進事業に協力する意思がない者

- (3) その他市長が適当でないと認める者
- 3 助成金の交付は、1世帯(移住者向け賃貸住宅リフォーム等工事費助成金にあっては、1 戸)につき1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象事業の実施前に、秩父市移住促進事業助成金申請書(様式第1号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

- 第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは秩父市移住促進事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金を交付すべきでないと認めたときは秩父市移住促進事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、助成金の交付の目的を達成するため必要があると 認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

- 第7条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、当該申請の内容を変更 し、又は助成対象事業を中止しようとするときは、秩父市移住促進事業助成金変更・中止承認申請 書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは 秩父市移住促進事業助成金変更・中止承認通知書(様式第5号)により、適当でないと認めたとき は秩父市移住促進事業助成金変更・中止不承認通知書(様式第6号)により助成決定者に通知する ものとする。

(実績報告)

- 第8条 助成決定者は、助成対象事業が完了したときは、完了した日から30日以内に、秩父市移住 促進事業助成金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。 (助成金額の確定)
- 第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付決定の 内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金額を確定し、秩父市移住促進事業助 成金確定通知書(様式第8号)により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市移住促進事業助成金請求書 (様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

- 第11条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定 を取り消し、又は既に交付された助成金の返還を命ずることができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

助成金の種類 助成対象者 助成対象事業 助成対象経費 助成金の	額
---------------------------------	---

空き家リフォーム等工事費助成金	移住者	市内の空き事である。(2) しんというである等には、これのでは、では、これのでは、では、では、では、では、では、では、では、、のでは、では、、のでは、、ののでは、、ののでは、、ののでは、、のののでは、、ののののでは、、、のののでは、、、、、、、、	助に(リ資付各費税がす父オ助綱に及りのでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	助成対象経費に2分の1を領に1,000円表に1,000円表に1,がある場の日本に1,がある場の場合が表に1、がある場の方のには数がは50万円のであるのででは、名のでは表には対象をはるのでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名ののでは、名のでは、名
移住者向け賃貸住宅リフォーム等工事費助成金	市内に移住 者向け賃貸 住宅を所有 している者	市内に所有している 移住者向け賃貸住宅 のリフォーム等工事	同上	助成対象経費に2分の 1を乗じて得た額(そ の額に1,000円未 満の端数がある場合 は、その端数を切り捨 てた額)又は50万円 のいずれか少ない額